



創立50周年を迎えて

理事長 後藤 庄樹

一般財団法人全国L Pガス保安共済事業団は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）施行に伴う販売事業者の賠償責任保険制度の発足により、その普及発展と業界の保安活動推進のため、昭和43年3月通商産業大臣の許可を得て設立されました。その後当局をはじめ業界各位のご指導とご鞭撻により順調な発展を遂げ、本年3月で満50年を迎えることができました。ここに関係各位に対しまして心より厚く御礼を申し上げますとともに、事業団の役員ならびに本部支部の職員としてご尽力いただきました方々に対し、深く感謝の意を表する次第です。

創立当初は液石法の意図するL Pガスの保安の確保とL Pガス事故による販売事業者の消費者保護のための経理的基礎としての賠償能力を備えるために、全国5万5千の販売店を一つの賠償保険制度に統合すべく、一個の団体に取扱わせる計画を立てたのが、L Pガス事業団設立の構想でありました。そして事業団発足から3年目にして、全国L Pガス協会連合会および全国プロパンガス販売商工組合連合会の主導により、生産懇、全元協は事業団の真の発展を目指すために従来の系列契約を廃止、農協の組織である全購連も事業団組織に参加し、一本の保険契約にすべく大乗の見地から系列契約が返上され、事業団設立の意図した全国契約一本化が実現しました。

その後かなりの紆余曲折はありましたが、L Pガス業界の発展とともに事業団の運営も軌道に乗り、保険制度の普及展開により賠償責任限度額も引き上げられ、L Pガス事故による高額な賠償事故にも対応できるようになりました。昭和57年には、最低てん補限度額も対人4,000万円、1事故当たり2億円、対物1事故当たり2億円に引上げられ、賠償保険制度も充実して参りました。

一方で昭和40年代後半にL Pガス消費者自身の過失に起因する善意の第三者の巻き添え被害が続出し社会問題化するに至り、当時の通産当局のご指導により、当事業団がL Pガス事故による人身被害第三者に対する救済見舞金の給付事業を行うことになり、昭和53年より第三者被害救済事業制度が発足しました。その後も同制度活用による運営も順調に推移し、善意の巻き添え被害者の救済に微力ながら貢献いたしております。

その他に事業団ではL Pガスによる災害防止に関する調査、研究の一環として事故の実態を分析したり、L Pガス販売トン数の推移や消費者戸数の推移など各種統計資料を収集分析しております。近年では全国のL Pガス事業者に向けて統計データを広く案内する目的で「賠償事故事例集」を発刊し、全国の都道府県協会を通じて配布いたしました。

このように事業団広報誌やさまざまな資料を提供してまいりましたが、これからもL Pガス業界の発展のために有益な情報の収集・分析・発信の役割を担っていく所存でございますので、今後とも皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。